

あかいはね

つながりを
たやさない
社会づくり



じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金

社会福祉法人神奈川県共同募金会・市区町村支会

募金期間

令和5年10月1日～
令和6年3月31日



共同募金PR大使
野毛山動物園のチンパンジー
「コウタロウ」

個人情報の取り扱いについて

社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報を適正に取り扱います。

募金ボランティアの皆さまへ

- 募金活動にご協力いただきありがとうございます。
 - ウイルス感染への対応が緩和されましたが、募金ボランティアの皆さまには体調管理にご留意いただき、ことしも共同募金事業にご理解くださいますようお願いいたします。
 - 県内で緊急支援事業を継続して実施しています。
- 共同募金会では、令和2年3月から展開しているウイルス感染下での生活困窮者や子どもたちへの「食」支援をはじめ、ウクライナからの県内避難民への支援事業を継続して実施しています。県内の緊急支援事業に、一層のご支援をお願いいたします。

共同募金の用途は「はねっと」で公開しています。
<https://www.akaihane.or.jp/hanett>

共同募金についてのお問い合わせ・ご照会は
社会福祉法人神奈川県共同募金会へ

☎ 045-312-6339

寄付金が
配分されるまで



4月中旬～6月末
民間社会福祉団体からの
配分申請を受け付けます。



10月1日～
募金期間中、各方面へ使途
計画を公表して、寄付金を
募集します。



11月～翌年2月末
配分委員会で配分申請事業
の内容を審査します。委員
18名が分担して配分申請
施設の实地調査も行います。



翌年3月中旬
理事会・評議員会で配分を
決定します。理事・評議員
は地域の代表・各界の代表
で構成されています。



翌年4月～
配分決定を受けた福祉団体
による、さまざまな福祉活
動が展開されます。

令和5年度の募金目標額は12億円です。

令和5年度の配分計画額12億円は、次のように配分されます。



みんなボランティアです。

共同募金は、町内会・自治会をはじめ、民生委員児童委員や学生ボランティアなど、毎年、さまざまな分野を通じて多くの県民の皆さまにご支援いただき、県下一斉に運動を展開しています。

募金活動に参加する人、街頭での呼びかけに快く足を止めて募金して下さる人……共同募金は、「たすけあいの精神」に支えられて行われます。

使途(配分)計画に基づく目標額があります。

県内の地域福祉活動を推進するために、事前に使途(配分)計画を立てて寄付金募集を行うことが、「社会福祉法」により定められています。毎年、使途計画に基づいて募金目標額を広く公表し、県民の皆さまに協力を呼びかけて実施します。

募金期間があります。

(令和5年10月1日～令和6年3月31日)

共同募金は、毎年、厚生労働大臣の告示を受けて、10月1日から翌年3月31日までの6カ月間を募金期間として全国一斉に運動を展開します。ただし、市区町村を単位として実施する共同募金は、各地域の事情等に配慮して、従前と同様、12月31日までの3カ月間を募金期間とすることに差し支えありません。

なお、寄付金は、年間を通じていつでも受け入れることができます。

配分(資金援助)を希望する団体から申請書が提出されます。

毎年、春先に県内の民間社会福祉施設・団体に対して、共同募金の配分計画の内容を広報します。配分を希望する施設・団体からは、具体的な事業計画を記載した受配申請書が、市区町村ごとの共同募金会事務局を通じて県募金会に提出されます。

配分を決定するのは理事会・評議員会です。

市区町村ごとの運動期間が終了した後、社会福祉施設・団体から県募金会に寄せられた申請事業の内容を配分委員会で慎重に精査して、具体的な配分案が作成されます。さらに理事会の審議を経て、評議員会で配分の可否が最終決定されます。

※ 理事会・評議員会・配分委員会は、市区町村の住民代表・各界の代表や学識経験者など、さまざまな分野の代表者で構成されています。

共同募金の寄付金には、税制上の優遇措置があります!!

- 法人からのご寄付は……寄付金額が「全額損金扱い」になります。
- 個人からのご寄付は……「2千円を超える額」が寄付金控除の対象となります。

個人からのご寄付は、所得税・住民税の寄付金控除を次のとおり受けることができます。

★ 所得税…寄付者が税制優遇の申告内容を、次のいずれかの方法から選択できます。

- 次の金額が「課税対象となる所得金額」から控除されます。
所得控除額=寄付金額(年間所得の40%を限度とする額)-2千円
- 次の金額が「納付すべき所得税額」から控除されます。
税額控除額={寄付金額(年間所得の40%を限度とする額)-2千円}×40%
→ 税額控除額はその年分の所得税額の25%が限度となります。

★ 住民税…次の計算方法で算出した金額が「納付すべき住民税額」から控除されます。

税額控除額={寄付金額(年間所得の30%を限度とする額)-2千円}×10%

※ 故人の遺産を寄付(相続寄付)される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる税制上の優遇措置があります。詳細は、事務局までお問い合わせください。



昨年度の寄付金は12億2,049万円。

共同募金会では、社会的課題により支援を必要とされる方々をはじめ、近年多発する大規模災害時の被災者支援活動にも積極的に取り組みながら、たすけあいの心を基調とした地域福祉を推進してまいります。



皆さまからの寄付金は、次のように活用されています。

地域福祉を推進するさまざまな活動を支援 ～社会的課題に対する緊急支援事業～

共同募金会では、私たちが暮らす地域の中で、高齢者や障がい者の支援活動に加え、生活に困窮されている方々や生活・教育環境の変化を余儀なくされる子どもたちを支援するため、企業皆さま方や社会福祉協議会(社協)、NPO等と連携して、子ども食堂やフードパントリー、学生向けの「食」支援を行っています。住み慣れた町で誰もが安心して暮らしていけるよう、令和5年度も引き

続き、さまざまな緊急支援事業を展開してまいります。



子ども食堂・ふれあいっこ三ツ沢
(横浜市神奈川区)



買い物支援わくわく・ショッピング
(大井町社協)



小田原市母子寡婦福祉会/
ひとり親世帯への食料品支援
(小田原市)



民間の社会福祉施設を 利用する方々を支援

外出が困難な方々を送迎するために、リフト付き福祉車両を購入したり、障がい者が自立を目指して通う施設での訓練に必要な機器類の整備などに使われます。共同募金は福祉施設を利用している人たちをサポートしています。



(福)ともかわさき・むぎの穂/
福祉車両整備 (川崎市川崎区)